

社会福祉法人本宮市社会福祉協議会
評議員及び役員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人本宮市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条、第11条及び第26条の規定に基づき、本会評議員及び役員の報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、本会定款第19条に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 評議員等とは、本会定款第6条に規定する評議員及び前号役員をいう。
- (3) 常勤役員とは、本会定款第19条第2項及び同条第3項に規定する常務理事であつて、本会正職員就業規則に規定する正職員同様の勤務形態である役員をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、次号に規定する費用弁償とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する交通費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、前号の報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給等)

第3条 常勤役員以外の評議員等が、招集又は要請に応じて会議等に出席、若しく本会用務に関する催事等に参加したときは、その職務の対価として、別表第1に定める報酬を支給する。

- 2 常勤役員の報酬については、別表第2に定める金額の範囲内とし、評議員会において決定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、本会事務局長を兼務する常勤役員には、前項の報酬に代わり、その雇用形態に応じ本会正職員給与規程又は特定雇用職員の処遇に関する規程などの関係する規程等に基づき、給与を支給する。

(費用弁償の支給)

第4条 常勤役員以外の評議員等が、招集又は要請に応じて会議等に出席、若しく本会用務に関する催事等に参加したときは、別表第3に定める費用弁償を支給する。

- 2 常勤役員には、費用弁償は支給しないが、本会用務のため旅行する場合は、本会旅費規程を準用して計算した旅費を支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、常勤役員以外の評議員等が本会用務により、県外又は宿泊を伴う旅行をするときは、前条の報酬とは別に本会旅費規程を準用して計算した旅費を支給する。この場合において、費用弁償は支給しない。

(報酬及び費用弁償の支給方法等)

第5条 報酬は、通貨をもって支給する。ただし、月額報酬の支給を受ける役員については、本人の希望するところにより、本人名義の金融機関口座への振込みにより支給することができる。

- 2 月額報酬の支給を受ける非常勤役員について、就任月又は退任月において一月に満たない在任の場合は、月額報酬を日割り計算した額に在任日数を乗じて算出した額を支給する。この場合において、就任による日数計算は、就任翌日を起算日とする。
- 3 報酬の支給方法は、役職及び報酬区分により次の表のとおりとする。

評議員等区分	支給報酬区分	支給方法
日額報酬の評議員及び非常勤役員	日額報酬	その都度
月額報酬の非常勤役員	4月を初月とした 2か月分ごとの報酬	奇数月の嘱任職員の給与支給日
常勤役員	各月報酬	各月の正職員の給与支給日

- 4 常勤役員以外の評議員等の費用弁償の支給方法は、報酬の支給方法の例による。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として、公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

- 1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人本宮市社会福祉協議会役員等報酬及び費用弁償に関する規程（平成22年4月1日）は、廃止する。

別表第1（第3条関係）

常勤役員以外の評議員等の報酬

評議員・役員区分			報酬区分		金 額
評議員			日額		2,578円
非常勤役員	理事	会長	月額		25,000円
		副会長	月額		5,000円
		上記以外	日額		2,578円
	監事		日額	通常時	2,578円
監査実施時				5,157円	

別表第2（第3条関係）

常勤役員の報酬

役員区分	報酬区分	金 額
常務理事	月額	年間 400万円から500万円の範囲内

別表第3（第4条関係）

常勤役員以外の評議員等の費用弁償

評議員・役員区分	報酬区分	金 額
評議員・非常勤役員	日額	1,000円